

東大阪市告示第 102 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次の者に東大阪市庁舎駐車場使用料の収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 16 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

東大阪再開発株式会社

代表取締役 田中 一行

東大阪市長堂一丁目 8 番 37 号

2 委託した公金事務に係る歳入等の種類

東大阪市役所自動車駐車場使用料条例（平成 15 年東大阪市条例第 10 号）第 2 条第 1 項に規定する駐車場使用料

対象施設：本庁舎（東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号）

3 指定をした日及び委託をした日

指定日 令和 8 年 4 月 1 日

委託日 令和 8 年 4 月 1 日

4 委託した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 収納の方法

現金による